

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

「一〇六略」

「一〇六 同上」

六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 三・六 GHzを超え四・一 GHz以下又は四・五 GHzを超え四・九 GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信設備

(1) 感度

ア 基地局の感度

(ア) 空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）のある受信設備

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上。なお、アクティブフェーズドアンテナと組合せた場合にあつては、空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として、各空中線端子において次の表の値を満たすこと。

一 周波数帯域	二 最大送信電力（デシベル）（ミリワットを0デシベルとする。）	三 チャンネル間隔（MHz）	四 基準感度（デシベル）
三・六 GHzを超え四・一 GHz以下	次に掲げる式による値を超えるもの $38 + 10 \log_{10} N$ （Nは一つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。以下この表において同じ。）	一〇又は一五	(一) 九七・九
	次に掲げる式による値	一〇' 三〇' 四〇'	(一) 九四・三
		五〇' 六〇' 七〇'	
		八〇' 九〇' 又は一〇〇	
	次に掲げる式による値	一〇又は一五	(一) 九二・九
	$24 + 10 \log_{10} N$ を超え	一〇' 三〇' 四〇'	(一) 八九・三
	$38 + 10 \log_{10} N$ 以下	五〇' 六〇' 七〇'	
		八〇' 九〇' 又は一〇〇	

四・五GHzを超え四・九GHz以下	次に掲げる式による値 以下 $24 + 10\log_{10} N$	一〇又は一五 一〇、三〇、四〇、 五〇、六〇、七〇、 八〇、九〇又は一〇〇	(一) 八九・九
	次に掲げる式による値 を超えるもの $38 + 10\log_{10} N$ 次に掲げる式による値 $24 + 10\log_{10} N$ を 越え $38 + 10\log_{10} N$ 以下	四〇、五〇、六〇、 八〇又は一〇〇 四〇、五〇、六〇、 八〇又は一〇〇	(一) 九四・一
次に掲げる式による値 以下 $24 + 10\log_{10} N$	次に掲げる式による値 以下 $24 + 10\log_{10} N$	四〇、五〇、六〇、 八〇又は一〇〇	(一) 八六・一
	次に掲げる式による値 以下 $24 + 10\log_{10} N$	四〇、五〇、六〇、 八〇又は一〇〇	(一) 八六・一

(イ) 空中線端子のない受信設備

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上

一 周波数帯域 三・六GHzを超え四・一GHz以下	二 最大送信電力（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）） 四七を超えるもの	三 チャンネル間隔（MHz） 一〇又は一五	四 基準感度（デシベル） (一) 九七・五から空中線絶対利得を減じた値 (二) 九三・九から空中線絶対利得を減じた値

三・八GHzを超え四・一GHz以下	一〇	(一) 八四・六
	一五	(一) 九四・三
	二〇	(一) 九二・五
	四〇	(一) 九一・二
	五〇	(一) 八八・一
	六〇	(一) 八七・一
	八〇	(一) 八六・四
	九〇	(一) 八五・一
	四〇	(一) 八四・六
	一〇〇	(一) 八四・一
四・五GHzを超え四・九GHz以下	四〇	(一) 八八・六
	五〇	(一) 八七・六
	六〇	(一) 八七・九
	八〇	(一) 八六・六
	一〇〇	(一) 八五・六

注 複数の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、複数の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(i) | 同一の周波数帯域で複数の搬送波が隣接する場合
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(ii) | 異なる周波数帯域で複数の搬送波が隣接しない場合
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デジベルを加えた値を満たすこと。

(iii) | (i)及び(ii)に掲げるもの以外
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) |
ア | ブロッキング特性
基地局のブロッキング特性

(ア) | 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じて、希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組合せた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が 38 + 10log₁₀ Nデシベル (1ミリワットを 0デシベルとする。Nは一つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。) を超えるものにあつては -43 デシベル、最大送信電力が 24 + 10log₁₀ Nデシベルを超え 38 + 10log₁₀ Nデシベル以下のものにあつては -38 デシベル、最大送信電力が 24 + 10log₁₀ Nデシベル以下のものにあつては -35 デシベル

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一一・五	五
一五	一五	五
二〇	一七・五	五
三〇	四五	一〇
四〇	五〇	一〇
五〇	五五	一〇
六〇	六〇	一〇
七〇	六五	一〇
八〇	七〇	一〇
九〇	七五	一〇
一〇〇	八〇	一〇

(イ) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) に対し、(ア)の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

最大送信電力が 47 デシベル (1ミリワットを 0デシベルとする。) を超えるものにあつては -43 デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が 33 デシベルを超え 47 デシベル以下のものにあつては -38 デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が 33 デシベル以下のものにあつては -35 デシベルから空中線絶対利得を減じた値

イ 陸上移動局のブロッキング特性

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲げる周波数幅の変調された第一妨害波を(一)五六デシベル(一ミリワットを 0デシベルとする。)の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において

同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調された第二妨害波を(一) 四四デシベルの電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

一	二	三	四	五
チャンネル間隔 (MHz)	第一妨害波の離調周波数 (MHz)	第一妨害波の周波数幅 (MHz)	第二妨害波の離調周波数 (MHz)	第二妨害波の周波数幅 (MHz)
10	20	10	30以上	10
15	30	15	45以上	15
20	40	20	60以上	20
40	80	40	120以上	40
50	100	50	150以上	50
60	120	60	180以上	60
80	160	80	240以上	80
90	180	90	270以上	90
100	200	100	300以上	100

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲げる周波数幅の変調された第一妨害波を(一) 五六デシベル(ニミリワットを〇デシベルとする。)の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調された第二妨害波を(二) 四四デシベルの電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上

一	二	三	四	五
チャンネル間隔の総和 (MHz)	第一妨害波の離調周波数 (MHz)	第一妨害波の周波数幅 (MHz)	第二妨害波の離調周波数 (MHz)	第二妨害波の周波数幅 (MHz)
10	20	10	30以上	10
12	24	12	36以上	12
13	26	13	39以上	13
14	28	14	42以上	14
15	30	15	45以上	15
16	32	16	48以上	16
18	36	18	54以上	18
20	40	20	60以上	20

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

隣接チャンネル選択度

(3)

ア) 基地局の隣接チャンネル選択度

(ア) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組合せた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38 + 10\log_{10}$ Nデシベル（1ミリワットを0デシベルとする。Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。）を超えるものにあつては -52 デシベル、最大送信電力が $24 + 10\log_{10}$ Nデシベルを超える $38 + 10\log_{10}$ Nデシベル以下のものにあつては -47 デシベル、最大送信電力が $24 + 10\log_{10}$ Nデシベル以下のものにあつては -44 デシベル

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	七・五〇七五	五
一五	一〇・〇一二五	五
二〇	一二・五〇二五	五
三〇	二四・五八五	二〇
四〇	二九・五三五	二〇
五〇	三四・四八五	二〇
六〇	三九・五八五	二〇
七〇	四四・五三五	二〇
八〇	四九・四八五	二〇
九〇	五四・五八五	二〇
一〇〇	五九・五三五	二〇

(イ) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、(ア)の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

最大送信電力が47デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）を超えるものにあつては -52 デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超える47デシベル以下のものにあつては -47 デシベルから空中線絶対利得を減じた

値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては-44デシベルから空中線絶対利得を減じた値

イ) 陸上移動局の隣接チャネル選択度

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より四五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五
二〇	二〇	二〇
四〇	四〇	四〇
五〇	五〇	五〇
六〇	六〇	六〇
八〇	八〇	八〇
九〇	九〇	九〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔の総和に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より四五・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上

チャネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一〇	一〇
一一〇	一一〇	一一〇
一二〇	一二〇	一二〇
一三〇	一三〇	一三〇
一四〇	一四〇	一四〇
一五〇	一五〇	一五〇
一六〇	一六〇	一六〇
一八〇	一八〇	一八〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

(4) 相互変調特性

ア 基地局の相互変調特性

(ア) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組合せた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38 + 10\log_{10}$ Nデシベル（1ミリワットを0デシベルとする。Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。）を超えるものにあつては -52 デシベル、最大送信電力が $24 + 10\log_{10}$ Nデシベルを超え $38 + 10\log_{10}$ Nデシベル以下のものにあつては -47 デシベル、最大送信電力が $24 + 10\log_{10}$ Nデシベル以下のものにあつては -44 デシベル

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一一・四五	一一・五	五
一五	一四・九三	二五	五
二〇	一七・三八	二七・五	五
三〇	二二・四三	四〇	二〇
四〇	二七・四五	四五	二〇
五〇	三二・三五	五〇	二〇
六〇	三七・四九	五五	二〇
七〇	四二・四二	六〇	二〇
八〇	四七・四四	六五	二〇
九〇	五二・四三	七〇	二〇
一〇〇	五七・四五	七五	二〇

(イ) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、(ア)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表

の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

最大送信電力が47デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）を超えるものにあつては－52デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものにあつては－47デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては－44デシベルから空中線絶対利得を減じた値

イ 陸上移動局の相互変調特性

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ（一）四六デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

一 チャンネル間隔（MHz）	二 変調のない妨害波の離調周波数（MHz）	三 変調された妨害波の離調周波数（MHz）	四 変調された妨害波の周波数幅（MHz）
一〇	二〇	四〇	一〇
一五	三〇	六〇	一五
二〇	四〇	八〇	二〇
四〇	八〇	一六〇	四〇
五〇	一〇〇	二〇〇	五〇
六〇	一二〇	二四〇	六〇
八〇	一六〇	三二〇	八〇
九〇	一八〇	三六〇	九〇
一〇〇	二〇〇	四〇〇	一〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ（一）四六デシベルの電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

一 チャンネル間隔の	二 変調のない妨害	三 変調された妨害	四 変調された妨害
------------	-----------	-----------	-----------

総和 (MHz)	波の離調周波数 (MHz)	波の離調周波数 (MHz)	害波の周波数幅 (MHz)
一一〇	二二〇	四四〇	一一〇
一二〇	二四〇	四八〇	一二〇
一三〇	二六〇	五二〇	一三〇
一四〇	二八〇	五六〇	一四〇
一五〇	三〇〇	六〇〇	一五〇
一六〇	三二〇	六四〇	一六〇
一八〇	三六〇	七二〇	一八〇
二〇〇	四〇〇	八〇〇	二〇〇

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

2| 二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用する受信設備
 (1)| 感度

ア| 基地局の感度

希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) の受信電力が基準感度 (一) 八〇・六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) とする。) の場合において、スループットがその最大値の九五%以上

イ| 陸上移動局の感度

希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上

周波数帯域	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。))
二七GHzを超え二九・五GHz以下	五〇	(一) 八二
	一〇〇	(一) 七九
	二〇〇	(一) 七六
	四〇〇	(一) 七三

(2)| ブロッキング特性

ア| 基地局のブロッキング特性

基準感度より六デシベル高い希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、基準感度より三三デシベル高い電力で加えた場合において、スループ

ットがその最大値の九五%以上

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	一〇〇	五〇
一〇〇	一二五	五〇
二〇〇	一七五	五〇
四〇〇	二七五	五〇

イ 陸上移動局のブロッキング特性

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、基準感度より三五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	一〇〇	五〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇
二〇〇	四〇〇	二〇〇
四〇〇	八〇〇	四〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、希望波の受信電力の総和より二一・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上

チャンネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
四五〇	九〇〇	四五〇
五〇〇	一〇〇〇	五〇〇
六〇〇	一二〇〇	六〇〇
六五〇	一三〇〇	六五〇
八〇〇	一六〇〇	八〇〇

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

(3) 隣接チャンネル選択度

ア 基地局の隣接チャンネル選択度

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より二七・七デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	四九・二九	五〇
一〇〇	七四・三一	五〇
二〇〇	一一四・二九	五〇
四〇〇	二二四・三一	五〇

イ 陸上移動局の隣接チャンネル選択度

ア 一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より三五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	五〇	五〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇
四〇〇	四〇〇	四〇〇

イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を希望波の受信電力の総和より二一・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上

チャンネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
四五〇	四五〇	四五〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇

六五〇	六五〇	六五〇
八〇〇	八〇〇	八〇〇

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

(4) 相互変調特性 (基地局に限る)

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔(以下「間隔」といふ)に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ基準感度より二五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	三二・五	六五	五〇
一〇〇	五六・八八	九〇	五〇
二〇〇	一〇五・六四	一四〇	五〇
四〇〇	二〇六・〇二	二四五	五〇

〔七〇二十二 略〕

〔七〇二十二 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。